

第 13 次鳥獣保護管理事業計画（案）策定について

1 計画策定の目的

人と野生鳥獣との共生の確保及び生物多様性の保全を基本として、野生鳥獣を適切に保護及び管理する。

2 鳥獣保護管理事業計画について

- (1) 国は、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号。以下「法」という。）」第 3 条に基づき、鳥獣の保護と管理を図る事業を実施するための基本的な指針（令和 3 年環境省告示第 69 号。以下「基本指針」という。）を策定し、概ね 5 年ごとに改定
- (2) 都は、法第 4 条に基づき、令和 3 年 10 月の「基本指針」の改正に即して、都の実情を踏まえた「第 13 次鳥獣保護管理事業計画」（以下「事業計画」という。）を策定
- (3) 計画期間 令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの 5 年間
- (4) 対象区域 都内全域（島しょ地域含む）

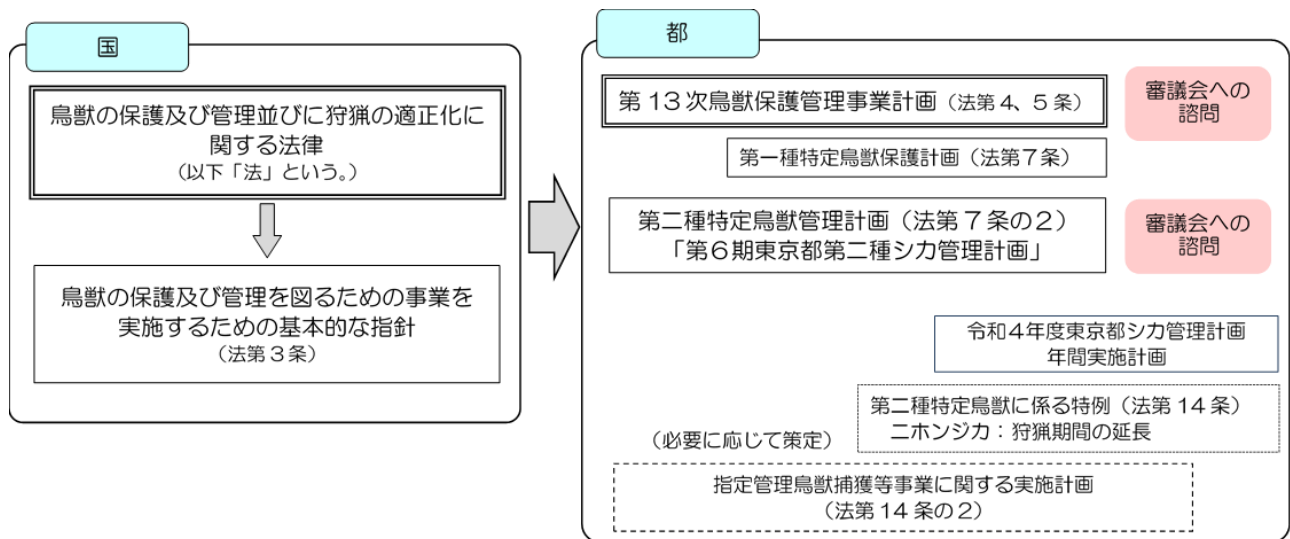


図 鳥獣保護管理事業計画の体系図

3 基本指針の主な変更点

基本指針は、5年毎に見直すことになっており、令和3年10月に新たな基本指針が告示された。旧基本指針（平成29年9月）からの主な変更点は以下の表のとおりとなる。

鳥獣保護管理法の基本指針の変更

- 鳥獣保護管理法第3条に定める基本指針に基づき、各都道府県は鳥獣保護管理事業計画を策定することとなっている。
- 事業計画の期間が令和3年度末となっていることから、鳥獣保護管理法の施行状況の点検結果及び最新の社会情勢等を踏まえ、今般基本指針を変更するもの。

項目	改定のポイント
鳥獣の管理の強化	<ul style="list-style-type: none">➤ 第二種特定計画の目的達成のため、数値等で具体的に評価可能な目標を設定。計画の中で実施される指定管理鳥獣捕獲等事業も含め、適切な評価・見直しを行い、順応的な計画の推進を図る➤ 都府県をまたぐ広域的な捕獲の強化➤ 国は、都道府県が必要な認定事業者を確保できるよう事業者育成の取組を引き続き支援するとともに、質の向上のための取組に努める
鳥獣の保護の推進	<ul style="list-style-type: none">➤ 錯誤捕獲の防止のため、錯誤捕獲の情報収集を進め、必要に応じわなの規制の見直しを図るとともに、捕獲者への指導、錯誤捕獲時の体制整備等の取組を推進➤ 本州以南における鳥類の鉛中毒の実態把握、鳥類への影響評価の検討
人材育成	<ul style="list-style-type: none">➤ 狩猟免許の取得促進のみならず、十分な捕獲技術をもった人材の育成を進めること➤ 大学等と連携した専門人材の育成・確保の整備に向けた検討・支援
感染症への対応	<ul style="list-style-type: none">➤ 野生鳥獣に関する感染症対策について情報収集及び鳥獣への感染状況等に関する調査等の実施➤ 公衆衛生、家畜衛生等の担当部局等との連携・情報共有
その他	<ul style="list-style-type: none">➤ 外来鳥獣の計画的な管理への影響を踏まえた狩猟鳥獣の指定➤ 市街地出没等における円滑な対応のための連絡体制の構築及び人材育成➤ 鳥獣保護管理に必要な情報の規格化を進め、一般市民へのオープンデータ化、見える化を推進

出典：環境省ホームページ ([plan1-2b-H29.pdf \(env.go.jp\)](https://www.env.go.jp/plan/1-2b/H29.pdf))

4 事業計画の主な変更点等

項目	主な変更点等	該当箇所
第一 計画期間	<ul style="list-style-type: none"> ● 令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間 	<ul style="list-style-type: none"> ・ p 1
第二 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項	<p>1 鳥獣保護区の指定</p> <p>(2) 指定計画等</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 事業計画存続期間内での新規指定箇所はなし ● 事業計画存続期間内に指定期間満了を迎える鳥獣保護区10地区(特別保護地区4地区を含む)については、期間を20年間更新 	<ul style="list-style-type: none"> ・ p 5～6 ・ p 7, 10
第三 鳥獣の人工増殖に関する事項	<p>1 鳥獣の人工増殖</p> <ul style="list-style-type: none"> ● オガサワラカワラヒワの保護増殖事業を追加 	<ul style="list-style-type: none"> ・ p 12～13
第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項	<p>1 鳥獣の区分と保護及び管理の考え方</p> <p>(2) 狩猟鳥獣</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ツキノワグマの狩猟禁止を継続 <p>3-3 鳥獣の管理を目的とする場合</p> <p>(2) 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 予察表の加害鳥獣の追加(ウミネコ及びムクドリによる生活環境被害)、記載内容を整理 <p>4-1 捕獲許可した者への指導</p> <p>(1) 捕獲物又は採取物の処理等</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 苦痛を与えない致死方法について、電気止め刺し器の使用を追加 <p>(5) 錯誤捕獲の防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 新たに「錯誤捕獲の防止」の項目を追加 	<ul style="list-style-type: none"> ・ p 14～15 ・ p 25～26 ・ p 33～34 ・ p 35
第五 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項	<p>1 特定猟具使用禁止区域</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 事業計画存続期間内に指定期間満了を迎える特定猟具使用禁止区域(6区域)については、期間を10年間更新 	<ul style="list-style-type: none"> ・ p 38

項目	主な変更点等	該当箇所
第六 特定計画の作成に関する事項	9 計画の作成及び実行手順 (5) 計画に関する年度別実施計画の作成 ● ニホンジカについて、第二種特定鳥獣管理計画を改定	・ p 44～45
第七 鳥獣の生息状況の調査に関する事項	2 鳥獣保護対策調査 (2) 希少鳥獣保護調査 ● 調査期間を5年間更新 4 狩猟対策調査 (1) 狩猟鳥獣生息調査 ● 調査期間を5年間更新	・ p 46～47 ・ p 49
第八 鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項	3 保護及び管理の担い手の育成 ● 新たな担い手の確保・育成にむけた取組方針等を追加	・ p 55～56
第九 その他	1 傷病鳥獣救護の基本的な対応 ● 保護対象種及び保護の対象としない種の定義及び対応方針を整理 3 鳥類の鉛中毒の発生防止 ● 新たに「鳥類の鉛中毒の発生防止」の項目を追加 4 感染症への対応 ● 野生鳥獣の感染症について、「高病原性鳥インフルエンザ」「豚熱」「その他感染症 (SFTS 等)」の項目を追加 5 大型獣類の市街地出没への対応 ● 新たに「大型獣類の市街地出没への対応」の項目を追加 7 小笠原諸島における鳥獣保護等について (3) 鳥獣の人工増殖について ● オガサワラカワラヒワの保護増殖事業を追加	・ p 58 ・ p 59 ・ p 59～61 ・ p 61 ・ p 66～67

<参考>事業計画策定までの今後のスケジュール

- ・令和4年2月9日 東京都自然環境保全審議会開催
- ・令和4年2月10日～令和4年3月11日 パブリックコメントの実施
- ・令和4年2月中旬～令和4年3月中旬 関係部局に意見照会
- ・令和4年3月下旬 東京都自然環境保全審議会鳥獣部会開催
東京都自然環境保全審議会開催（答申）
計画策定